

第8章 後期高齢者医療制度

(長寿医療制度)

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）は、従来の老人保健制度に替わる新たな医療制度として創設され、平成20年4月1日から開始されました。

1 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度の加入者（被保険者）は75歳以上の人と65歳以上75歳未満の一定の障がいがある人です。

新たに加入する人は、それまで加入していた国民健康保険、被用者保険（健康保険組合、共済組合など）から抜けて、後期高齢者医療制度に加入します。

制度の運営は、千葉県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という）が主体となり流山市と事務を分担して行われます。

医療給付は、従前の医療保険と概ね同じしくみです。医療給付に要する財源は、公費による負担、健康保険組合等の現役世代からの支援金及び後期高齢者の方からの保険料で賄われます。

(1) 加入者（被保険者）

- ① 広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の人
- ② 広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の人であって、一定の障がいがある人*

※ 一定の障がいの状態にあることについて、広域連合の認定を受ける必要があります。

後期高齢者医療制度加入者（被保険者）の状況 (平成22年3月末現在)

所得区分等 年齢区分	総数	うち 低所得者Ⅰ	うち 低所得者Ⅱ
65歳～69歳	128	15	31
70歳～74歳	239	37	47
75歳～79歳	5,846	685	643
80歳～84歳	3,701	634	369
85歳～89歳	1,959	531	172
90歳～94歳	906	287	90
95歳～99歳	261	101	24
100歳～	43	21	3
合計	13,083	2,311	1,379

・低所得者Ⅰ・Ⅱの区分については、100ページの所得区分を参照してください。

(2) 運営主体

運営主体（保険者）は広域連合です。広域連合が処理する事務は、保険料の賦課決定、医療給付等などの制度運営業務になります。また、市が処理する事務は、保険証の発行や保険料の徴収、各種申請などの窓口業務を担当しています。

(3) 保険料

保険料は、加入者（被保険者）全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。保険料を決める基準（均等割額・所得割率）は2年ごとに見直され、原則として、千葉県（広域連合）内で均一となります。

なお、所得の低い人や健康保険組合等の被扶養者であった人については、軽減措置が設けられています。

◎ 平成22年、23年度（平成24年3月までの）の保険料額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料} \\ \hline \text{(限度額50万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{37,400円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(基礎控除後の総所得額} \\ \hline \text{× 所得割率7.29\%)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 保険料の軽減措置（平成22年度）

① 被保険者均等割額〔世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等〕

9割軽減	8.5割軽減に該当し、世帯内の制度加入者（被保険者）全員の年金収入が80万円以下で他の所得がない世帯
8.5割軽減	8.5割軽減 基礎控除（33万円）を超えない世帯
5割軽減	基礎控除（33万円）+24万5,000円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない世帯
2割軽減	基礎控除（33万円）+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

※年金所得の場合、総所得金額から15万円が特別控除されます。

② 所得割額

所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入で153万円～211万円まで）の人は、所得割額が5割軽減されます。

③ 健康保険組合等の被扶養者だった人の軽減措置

後期高齢者医療制度加入の前日に健保組合、共済組合、船員保険など（国民健康保険以外の健康保険）の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

(5) 自己負担限度額（月額）

所得区分	外来	外来+入院
	(個人単位)	(世帯単位)
現役並み 所得者	44,400 円	80,100 円 ◎医療費が 267,000 円を超えた場合は、 (医療費-267,000 円) ×1 % を加算 ◎過去 12 か月以内に世帯単位の限度額 を超えた支給が 4 回以上あった場合は、 4 回目以降は 44,400 円
一 般	12,000 円	44,400 円
低所得者 II	8,000 円	24,600 円
低所得者 I	8,000 円	15,000 円

計算上の注意 入院の場合、1 か月の一部負担金は、限度額までの負担となります。
入院時の食事代や差額ベッド代などは、支給対象とはなりません。

● 所得区分

区 分	説 明
現役並み 所得者	住民税課税所得が 145 万円以上の被保険者本人と同一世帯に属する被保険者。 ただし、被保険者の収入合計が、一人の場合で 383 万円未満、二人以上の場合で 520 万円未満であると申請し、認定を受けた場合は、「一般」の区分となります。 ※住民税課税所得 145 万円以上かつ年収 383 万円以上の被保険者であって、同一 世帯に属する 70 歳~74 歳の人も含めた年収の合計が 520 万円未満である人は、 申請し、認定を受けた場合は、「一般」の区分と同様になり 1 割負担となります。
一 般	現役並み所得者、低所得者 II、低所得者 I 以外の人。
低所得者 II	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得 I 以外の人）
低所得者 I	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所 得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人。

(6) 自己負担割合

1 割または現役並み所得者は 3 割（※現役並み所得については、上記所得区分表を
参照してください。）

(7) 広域連合給付事業

(ア) 葬祭費支給 (千葉県後期高齢者医療広域連合から一律 50,000 円が支給されます。)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
支給件数	582	639
支給額 (円)	29,100,000	31,950,000

(8) 市助成事業

(ア) 人間ドック利用助成 (人間ドック費用 42,000 円のうち 29,400 円を流山市が助成します。)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
利用件数	101	136
助成額 (円)	2,969,400	3,998,400

(イ) あんま、マッサージ等利用助成 (申請月から 1 ヶ月当たり 2 枚 (1 枚 500 円の助成) 年間最大 24 枚を流山市が助成します。)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
利用枚数	3,783	3,946
助成額 (円)	1,891,500	1,973,000

2 老人保健医療制度の概要

老人保健医療制度は、平成20年3月31日で廃止されましたが、医療機関からの月遅れ請求（過誤調整）分の給付等の事業は継続しています。

(1) 老人保健医療給付の状況

単位：円

区 分			平成19年度	平成20年度	平成21年度
医 科	入 院	件 数	10,475	963	5
		金 額	4,573,857,178	425,225,057	8,238,960
	入院外	件 数	168,586	14,675	10
		金 額	2,492,889,433	218,587,924	3,459
歯 科	件 数	23,969	2,323	3	
	金 額	292,395,964	26,951,632	33,587	
調 剤	件 数	113,799	9,943	5	
	金 額	1,444,995,092	129,116,007	65,778	
老人保健施設療養費	件 数	0	0	0	
	金 額	0	0	0	
訪問看護	件 数	544	48	0	
	金 額	27,963,910	2,228,885	0	
食事療養	件 数				
	金 額	198,479,268	19,084,384	3,090	
合 計	件 数	317,373	27,952	23	
	金 額	9,030,580,845	821,193,889	8,344,874	

(2) 医療費支給費（現金給付）の状況

一時本人が立替え払いし、後日申請書を提出し、払い戻しを受ける場合や柔道整復師の施術、あんま・マッサージなどを受けたとき、補装具等の購入をしたとき等に支給するものです。

単位：円

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
一 般 診 療	件 数	1	—	0
	金 額	130,481	44,160	0
補 装 具	件 数	178	48	0
	金 額	6,349,493	1,978,740	0
柔 道 整 復	件 数	5,437	1,272	0
	金 額	70,831,401	16,925,342	0
はり・きゅう	件 数	183	53	0
	金 額	4,029,091	894,715	0
あんま・マッサージ	件 数	1,405	429	13
	金 額	29,789,804	8,912,001	296,716
高 額 医 療 費	件 数	13,362	2,653	16
	金 額	80,150,459	16,369,608	57,276
合 計	件 数	20,566	4,455	29
	金 額	191,280,729	45,124,566	353,992

※一般診療の件数は、「(1) 老人保健医療給付の状況」と重複しない件数のみを記載している。